

入居者の自己負担金一覧表（令和3年10月～）

社会福祉法人 大牟田市福祉事業協会  
特別養護老人ホーム 昌普久苑

(31日の場合)

(単位：円/月)

	区分	介護		看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)		栄養マネジメント強化加算		サービス提供体制強化加算		夜勤職員配置加算		食費		居住費		合計
		1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	
要介護1	第二段階											390	12,090	820	25,420	59,675
	第三段階①	652	20,212	19	589	11	341	6	186	27	837	650	20,150	1,310	40,610	82,925
	第三段階②											1,360	42,160	1,310	40,610	104,935
	第四段階											1,445	44,795	2,006	62,186	129,146

	区分	介護		看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)		栄養マネジメント強化加算		サービス提供体制強化加算		夜勤職員配置加算		食費		居住費		合計
		1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	
要介護2	第二段階											390	12,090	820	25,420	61,783
	第三段階①	720	22,320	19	589	11	341	6	186	27	837	650	20,150	1,310	40,610	85,033
	第三段階②											1,360	42,160	1,310	40,610	107,043
	第四段階											1,445	44,795	2,006	62,186	131,254

	区分	介護		看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)		栄養マネジメント強化加算		サービス提供体制強化加算		夜勤職員配置加算		食費		居住費		合計
		1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	
要介護3	第二段階											390	12,090	820	25,420	64,046
	第三段階①	793	24,583	19	589	11	341	6	186	27	837	650	20,150	1,310	40,610	87,296
	第三段階②											1,360	42,160	1,310	40,610	109,306
	第四段階											1,445	44,795	2,006	62,186	133,517

	区分	介護		看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)		栄養マネジメント強化加算		サービス提供体制強化加算		夜勤職員配置加算		食費		居住費		合計
		1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	
要介護4	第二段階											390	12,090	820	25,420	66,185
	第三段階①	862	26,722	19	589	11	341	6	186	27	837	650	20,150	1,310	40,610	89,435
	第三段階②											1,360	42,160	1,310	40,610	111,445
	第四段階											1,445	44,795	2,006	62,186	135,656

	区分	介護		看護体制加算(Ⅰ・Ⅱ)		栄養マネジメント強化加算		サービス提供体制強化加算		夜勤職員配置加算		食費		居住費		合計
		1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	
要介護5	第二段階											390	12,090	820	25,420	68,262
	第三段階①	929	28,799	19	589	11	341	6	186	27	837	650	20,150	1,310	40,610	91,512
	第三段階②											1,360	42,160	1,310	40,610	113,522
	第四段階											1,445	44,795	2,006	62,186	137,733

<介護保険負担限度額段階>

第二段階	世帯全員が市民税非課税で前年度の合計所得金額+年金収入額が80万円以下 単身：650万円以下 夫婦1650万円以下
第三段階①	世帯全員が市民税非課税で前年度の合計所得金額+年金収入額が80万円超、120万円以下 単身：550万円以下 夫婦1550万円以下
第三段階②	世帯全員が市民税非課税で前年度の合計所得金額+年金収入額が120万円超 単身：500万円以下 夫婦1500万円以下
第四段階	上記以外の方

※所得の低い方は【居住費/食費】負担額の上限が設定され、全体の利用者負担が軽減されています。

<その他の加算について>

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

1か月の利用総単位数(加算含む)×8.3%×100% (1円未満の端数は切り捨て)が上記料金に加算されます

※医師の食事箋に基づいた療養食(糖尿病食や腎臓病食等)の対象者には療養食加算 6単位/1食を算定いたします。